

企画競争実施の公示

令和3年12月24日

国土交通省四国地方整備局
肱川ダム統合管理事務所長 清水 宰

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 経営委託概要

(1) 企画競争に付する事項

肱川ダム統合管理事務所における自動販売機の設置及び経營業務

(2) 募集対象業者

上記(1)について自動販売機(飲料水の販売)の設置及び経營業務を希望する者 1者

(3) 募集対象施設の概要

①肱川ダム統合管理事務所庁舎

1. 所在地 愛媛県西予市野村町野村8-153-1

2. 自動販売機

1) 設置面積 機械本体 約1,000mm×900mm
回収ボックス 約 400mm×500mm

2) 台数 1台

3) 給排水施設なし

4) 入居官署職員数 約20名

②肱川ダム統合管理事務所 鹿野川ダム管理支所庁舎

1. 所在地 愛媛県大洲市肱川町山鳥坂280

2. 自動販売機

1) 設置面積 機械本体 約1,200mm×900mm
回収ボックス 約 400mm×500mm

2) 台数 1台

3) 給排水施設なし

4) 入居官署職員数 約15名

(4) 営業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、必要に応じて、5年を超えない範囲で期間更新ができるものとする。

(5) 営業の条件等

企画競争実施に係る説明書のとおり。

(6) 利用状況

企画競争実施に係る説明書のとおり。

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる要件を満たしていること。

①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ②令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、競争参加者の資格に関する公示（令和2年3月31日付官報）に基づく再申請の手続きを行ったものを含む。）であること。
- ③会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づく再申請手続きを行った者を除く。）でないこと。
- ④企画提案書の提出期限の日から企画提案の特定通知を受ける時まで、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤法人の場合は、商業登記簿の目的欄に「飲料水の販売」に関する記載があること。個人事業主の場合は、会社等概要の事業内容欄において、「飲料水の販売」についての記載があること。
- ⑥企画提案書提出期限の日において、賃金や残業代の不払い、労使協定や就業規則違反等により労働基準監督署から処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。また、過去3年間に営業に関して贈賄等不法行為により起訴されていないこと。（法人の場合は「役員」を含む。）
- ⑦企画提案書提出期限の日において、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第59条若しくは第60条又は第61条の規定による処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。
- ⑧設置する飲料水の自動販売機については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法：平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年年2月）」の内、役務（飲料自動販売機設置）の判断基準を満たしていること。
- ⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 企画提案書の評価項目及び基準

- (1) 業務の受注実績
- (2) 実施体制
- (3) 実施方針

※ 詳細は企画競争実施に係る説明書のとおり。

4. 手続等

- (1) 担当部局

〒797-1212 愛媛県西予市野村町野村8-153-1

国土交通省 四国地方整備局 肱川ダム統合管理事務所 総務課
TEL 0894-72-1211
電子メール skr-e7830@mlit.go.jp

- (2) 説明書の交付日時、場所及び方法
- 1) 期間 令和3年12月24日(金)から令和4年1月24日(月)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
 - 2) 場所 上記(1)に同じ。
 - 3) 方法 交付の請求は、交付場所に備え付けの交付申請書に必要事項を記入し請求する方法、又は必要金額分の切手を添え、必要な説明書の種類と申請者の住所氏名を明らかにし請求する方法による。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
- 1) 期限 令和4年1月24日(月)16時00分
 - 2) 場所 上記(1)に同じ。
 - 3) 方法 持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールによること。
- (4) 施設等見学
施設及び設備等の見学は随時受け付けるので、見学を希望する場合は、事前に上記(1)の問い合わせ先に連絡(電話又は電子メール)のうえ、その指示に従うこと。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無
実施しない。

5. 庁舎の使用許可期間

使用許可期間は、初年度は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、双方に特段の事情がなければ、許可期間は年度毎に更新することとし、当該許可日から最長5年間まで更新による許可が受けられるものとする。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用はしない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2.②に掲げる国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者も、上記4.(3)により企画提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、企画提案書の提出期限のときにおいて、当該資格の認定を

受けていなければならない。
(9) その他の詳細は企画競争実施に係る説明書による。